

令和6年5月7日

各地区（市町村）自衛隊家族会長 殿

茨城県自衛隊家族会

会長 正代 初代

茨城県自衛隊家族会会長（本部）からの情報発信(2)

「今後の会員の入会・退会に関する手続要領」

1 趣旨

本年度は県所属会員名簿を（公社）自衛隊家族会の定款に則った名簿にすべく整備を進めていることは地区家族会長もご承知のことですが、これを機に「今後の会員の入会・退会に関する手続要領」を以下の通りと致しますのでご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

2 根拠

（公社）自衛隊家族会の「地方組織規則」第5条に各県家族会長の職務は「(1) 会員の入会及び退会の承認。」と記載されております。

3 今後の処置

茨城県に居住されている方（現在、県下地区家族会の名簿に登録されている方々を除く。）が入会及び退会を希望される場合は茨城県家族会長に申請を行い、同会長の承認を得るものとします。

ただし、令和6年度においては、特例処置として、現在、県下地区家族会の名簿に登録されている方々の中で、県所属会員（正規の会員）に登録されていない方々については、

- ①「県所属会員を希望する。」とのご連絡を受け次第、県家族会の所属会員（正規の会員）に登録いたします。
- ②「県所属会員を希望しない。」とのご連絡を受けるか、または、ご連絡がない場合は、県家族会の所属会員（正規の会員）には登録せず、かつ、地区家族会の名簿からも削除させていただきたいと考えております。

これは、県家族会と地区家族会の名簿を一致させるために止むを得ない処置ですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。